

令和6年度 第1回朝霞市児童館運営協議会

次 第

日時 令和6年5月10日（金） 午後2時
場所 朝霞市総合福祉センター（はあとぴあ）
2階 第2会議室

1 開 会

2 議 題

- （1）新児童館について
- （2）その他

3 閉 会

○朝霞市児童館設置及び管理条例

平成 8 年12月24日 条例第25号

改正

平成 9 年 9 月30日 条例第27号

平成10年12月24日 条例第34号

平成12年 1 月 4 日 条例第 1 号

平成15年 9 月24日 条例第26号

平成17年 9 月26日 条例第25号

平成18年12月25日 条例第41号

平成21年 6 月23日 条例第18号

平成21年12月28日 条例第32号

平成26年 3 月31日 条例第 5 号

平成29年12月20日 条例第21号

平成31年 3 月26日 条例第 7 号

朝霞市児童館設置及び管理条例

(設置)

第 1 条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する施設として、朝霞市児童館（以下「児童館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
朝霞市きたはら児童館	朝霞市北原 2 丁目 8 番11号
朝霞市はまさき児童館	朝霞市大字浜崎51番地の 1
朝霞市みぞぬま児童館	朝霞市溝沼 7 丁目13番11号
朝霞市ねぎしだい児童館	朝霞市根岸台 2 丁目15番12号
朝霞市ひざおり児童館	朝霞市膝折町 1 丁目 7 番40号
朝霞市ほんちょう児童館	朝霞市本町 2 丁目 3 番22号

(業務)

第3条 児童館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童の集団的又は個別的な遊びの指導に関すること。
- (2) 児童に関係のある機関、団体等との連絡に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、児童館の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(指定管理者による管理)

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に児童館の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせるものとする。

- (1) 前条各号に掲げる業務
- (2) 児童館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、児童館の管理に関し市長が必要と認める業務

(休館日)

第5条 朝霞市きたはら児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、5月5日を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）
- (2) 5月6日
- (3) 金曜日。ただし、前2号に掲げる休館日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休館日でない日
- (4) 1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 朝霞市はまさき児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、5月5日を除く。

- (1) 休日
- (2) 5月7日
- (3) 月曜日。ただし、前2号に掲げる休館日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休館日でない日
- (4) 1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

3 朝霞市みぞぬま児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、5月5日を除く。

- (1) 休日
- (2) 5月8日
- (3) 日曜日。ただし、前2号に掲げる休館日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休館日でない日

(4) 1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

4 朝霞市ねぎしだい児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、5月5日を除く。

(1) 休日

(2) 5月9日

(3) 月曜日。ただし、前2号に掲げる休館日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休館日でない日

(4) 1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

5 朝霞市ひざおり児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、5月5日を除く。

(1) 休日

(2) 5月6日

(3) 火曜日。ただし、前2号に掲げる休館日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休館日でない日

(4) 1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

6 朝霞市ほんちょう児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、5月5日を除く。

(1) 休日

(2) 5月7日

(3) 木曜日。ただし、前2号に掲げる休館日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休館日でない日

(4) 1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

7 前各項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第6条 児童館の利用時間は、午前9時30分から午後5時30分までとする。ただし、朝霞市ほんちょう児童館の利用時間は、午前9時30分から午後8時まで（小学生以下の児童が利用する場合は、午前9時30分から午後5時30分まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て児童館の利用時間を変更することができる。

(利用者の範囲)

第7条 児童館は、児童のほか次に掲げる者が利用することができる。

(1) 第3条の業務遂行に協力する個人又は団体

- (2) 児童館の実施する事業に参加する者
 - (3) 児童の引率者その他指定管理者が適当と認める者
- (団体利用の許可)

第8条 児童館を団体で利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の取消し等)

第9条 指定管理者は、児童館の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用に条件を付し、若しくは利用の許可を取り消し、又はその利用をさせないことができる。

- (1) 児童の健全な育成に支障があるとき。
- (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とする物品の販売又は催物を行うおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(使用料)

第10条 児童館の使用料は、無料とする。

(損害賠償の義務)

第11条 故意又は過失により児童館の施設又はその附属設備に損害を与えた者は、速やかにこれを原状に復し、又は市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

(児童館運営協議会)

第12条 児童館の管理及び運営を円滑に行うため、朝霞市児童館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第13条 協議会は、市長の諮問に応じて、第3条の業務に関し必要な事項を審議する。

(委員)

第14条 協議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 第7条に掲げる者
- (2) 児童に関係のある団体を代表する者
- (3) 児童委員
- (4) 知識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第15条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第17条 協議会の庶務は、こども・健康部こども未来課において処理する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、児童館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成9年規則第21号で平成9年5月10日から施行)

附 則 (平成9年条例第27号)

この条例は、平成9年11月4日から施行する。

附 則 (平成10年条例第34号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項(第2条の表に朝霞市はまさき児童館の項を加える部分に限る。)の規定は、平成12年5月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第26号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第25号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第41号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第18号）

この条例は、平成21年11月 1 日から施行する。

附 則（平成21年条例第32号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年条例第 5 号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年12月20日条例第21号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月26日条例第 7 号）

この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

朝霞市児童館運営協議会委員名簿

(任期：令和6年5月10日～令和8年3月31日)

令和6年5月10日現在
(敬称略)

区 分	団体名	委嘱委員	備考
利 用 団 体	児童館利用者	小澤 美智子 (事業ボランティア)	
	児童館利用者	澤木 麻里 (事業ボランティア)	
児 童 関 係 団 体	青少年相談員 朝霞市協議会	齊藤 佳な江	
	朝霞市青少年育成市民会議	渡邊 俊夫	
児 童 委 員	児童委員	原 賢治	
	児童委員	大塚 恵利子	
知識経験者	東洋大学 (福祉社会ライフデザイン学部 こども支援学科講師)	伊藤 美佳	
	東上地区私立幼稚園 協会朝霞支部	行平 かおる (朝霞花の木幼稚園)	
	朝霞市議会	石川 啓子	
	朝霞市小中学校長会	松本 欣巳 (朝霞第三小学校長)	

傍 聴 要 領

朝霞市児童館運営協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに、会場で受付をし、会長の許可を受けた上で、係員の指示に従い、入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の事項に違反したときは、会長はこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことになります。
- (3) 次に該当する方は、傍聴席に入ることができません。
 - ① 刃物等危険なものを持っている者
 - ② 酒気を帯びていると認められる者
 - ③ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
 - ④ 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑その他騒ぎ立てるなど、議事の妨害はしないこと。
- (3) 会場において発言しないこと。
- (4) 鉢巻、腕章、ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 会場において、会長の許可なく、会議の模様を撮影し、又は録音等を行わないこと。
- (9) 携帯電話等通信機器を使用しないこと
- (10) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

指定管理業務の概要

【指定管理制度】

指定管理者制度とは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が公の施設の管理を代行するもので、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的とする。

【指定管理業務の概要】

1. 指定管理者

社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会

2. 指定期間

5年間 自 令和 4年4月 1日
 至 令和 9年3月31日

3. 指定管理料

1, 483, 887, 000円（限度額）

4. 主な業務概要

（1）児童館事業の実施

幼児事業、児童事業、中高生事業、合同事業ほか

（2）施設管理業務

清掃、機械警備、小規模修繕、備品修繕ほか

5. 管理運営の前提

（1）利用者の平等な利用が確保されること

（2）児童館の効用を最大限発揮させるものであること

（3）経費の縮減が図られるものであること

【指定管理者による提案】

1. 施設運営方針

「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」で示された児童館の役割に応えながら、子育て・子育て支援の拠点施設として地域に根ざした活動を行う。

また、児童福祉法に規定される設置目的の実現に向け、児童館ガイドラインに基づいて、すべての子どもを対象に遊び及び生活の援助と地域における子育ての支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成して行く。

【基本方針】

- (1) 公平なサービスの提供
- (2) 事業計画に基づく効率かつ効果的な管理運営の実施
- (3) 子どもの遊びの拠点となり
- (4) 中高生の利用促進と定着化
- (5) 地域における子どもの健全育成の拠点となる役割を果たす。
- (6) 協働による子育て家庭を応援する事業を展開する。
- (7) 質の高いサービス提供のための職員の資質の向上
- (8) 安心・安全に利用していただくための安全管理の実施

2. 施設管理業務

- ア) 安心して利用できる場所の提供と環境整備
 - ・職員配置として、児童厚生員を2名以上配置
 - ・職員の資質向上
- イ) 災害時、緊急時対応
 - ・危機管理マニュアルの見直し、周知、徹底
 - ・避難訓練、消防訓練の実施及び設備点検
 - ・食中毒及び感染症等の予防と対策（洗浄、消毒）
- ウ) 経費節減
 - ・環境に配慮した経費節減
(照明、空調設備等の適切な運用、近距離の公用車の制限等)